

# 法務・検察行政刷新会議（第4回）

## 議事録

- 第1 日 時 令和2年9月10日（木） 自 午後 1時01分  
至 午後 3時04分
- 第2 場 所 法務省20階第1会議室
- 第3 議 題 1 「検察官の倫理」についての議論  
2 検察改革の進捗状況の評価について  
3 その他
- 第4 議 事 （次のとおり）

## 議 事

○保坂事務局 それでは、ただいまから法務・検察行政刷新会議の第4回会議を開催いたします。

座長、お願いします。

○鎌田座長 本日は皆様、大変御多用のところ御出席賜りまして、誠にありがとうございます。まず、本日の会議の開催に当たりまして、森法務大臣から御挨拶を頂きます。

○法務大臣 法務大臣の森でございます。座って御挨拶、失礼させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、これまで有意義な御議論を進めていただき、ありがとうございます。各回において議論された内容については、議事録を全て拝読させていただき、これまでの議論を興味深く、また注意深く拝見させていただいております。

御存じのとおり、先日、安倍総理が御体調の理由で辞意を表明されました。私は法務大臣として、最後の1分1秒まで、法務行政のために尽力する所存でございますが、本会議は法務大臣として法務省内に設置したものでございますので、新しい内閣の下での法務大臣の下でも、引き続きこの会議において、自由闊達な議論を経て、法務・検察行政の真の刷新に向けた提言をしていただけるようお願いをいたします。

最後に、改めて、本会議体に求めることを申し述べたいと思います。

第1回の会議で、私は特に三つの議題を示しました。1点目は検察の綱紀粛正、2点目は法務行政の透明化、そして最後に、刑事手続全般の在り方の問題でございます。

初回の挨拶でも申し上げましたとおり、この会議体の設置の契機となった二つの事件、カルロス・ゴーン被告人の海外逃亡事件及び黒川検事長事件に理由があります。私たちは、この二つの事件を個別の事件であると矮小化するのではなく、日本の刑事司法の在り方を反省し、よりよいものに改革するための契機としなければならないと思っています。だからこそ、村木厚子さん無罪事件を契機とした検察の在り方検討会議の議事録と資料を苦労して復元して、皆様に配布もいたしました。なかなか見つからなかった村木厚子さんのヒアリング調書に目を通したとき、私は戦慄を覚えたほどです。

この会議では、委員の皆様が聖域なく議論していただきたいと申し上げました。その趣旨は、私が提示した三つの点については、国会で国民の皆様から御指摘を受け、検討することをお約束しておりますので、必ず議論していただき、その上で、更にそこから広げてくださるのは構わないという意味です。

これまで御意見をお伺いしておりますと、3点目の刑事手続に関する御議論については、この場で議論することをちゅうちょされている御意見もお見受けいたしました。国際社会と向き合ってきた法務大臣としましては、カルロス・ゴーン被告人の逃亡事件以前から、日本の刑事手続制度に対する国際社会又は国民からの御批判があることは事実であり、そのことを真摯に受け止めなければならないと思っています。

第1回でも述べさせていただきましたが、日本の刑事制度は、すばらしい人権を保障した制度です。しかし、100点満点だとは申し上げておりません。現状を追認することなく、常に見直していく努力をしなければなりません。これは国会でも明確に答弁してきたとおりでございます。

法務大臣の役割とは、専門家集団である法務省及び検察庁に対し、主権者である国民の皆

様からの声を届けることです。同時に、国民の皆様一人一人は、身柄を拘束され、取調べを受け、又は犯罪の被害者となり得る我が国の刑事手続の当事者でもあります。民間の委員の皆様は、決して第三者ではなく、正に日本の刑事司法の当事者なのです。そのような立場の皆様から、今回の事件をきっかけに数多くの御指摘や御意見があったことを無にすることは、法務大臣としては決して許されません。

我が国の刑事手続にどのような不足点、改善点があるのか、どのような刑事手続であれば当事者となったときに安心できるのか、これらの問題をこの会議で議論するということは、私は、これまで諸外国の講演や取材でもお約束してまいりました。ちょうど今朝も、法務大臣として、アメリカに向けてオンラインで、日本の刑事司法についての講演をしたところです。この刷新会議で、刑事手続についても見直すとお約束をしたところです。

来年3月に開催される第14回国連犯罪防止刑事司法会議、いわゆる京都コンGRESSでも、必ずこの会議での議論の内容は取り上げさせていただきますので、日本の刑事司法手続にどのような問題点があり、これからどう改革していくかを、この会議で議論した成果を国連で報告できる場となるよう期待しております。

当然、この場で具体的な法律の内容を決めることはできませんので、皆様の議論を踏まえ、法改正が必要と思料される点については、法制審に諮問させていただき、更に専門的な議論を実施していただくことになるでしょう。この会議体は、刑事手続の専門家のみならず、民間の有識者の皆様にも御参加いただいております。正に国民の感覚で、刑事手続の在り方を問うていただくことになっています。それはむしろ法制審よりも、この刷新会議でこそなし得る、刷新会議の意義はそこに存します。

ところで、先月8月3日、法務省のネットワークシステムに法務大臣目安箱を設置しました。デジタル目安箱です。この目安箱は、法務省の職員が匿名で、ほかの職員には投稿の事実やその内容を知られずに、直接大臣である私に寄せていただくものですが、毎日拝見しておりますと、多くの法務省職員から改革を望む声が届いており、この会議への期待も高まっております。委員の皆様におかれましては、国民のみならず、当事者である法務省職員も含めて、この刷新会議に大きな期待を寄せていることを、この会議の強みと捉えていただきたいと思います。

どうか新しい法務大臣の下でも、自由に御議論いただき、法務・検察行政の真の刷新のための御提言をお願いいたたく存じます。私は今後どのような立場になろうとも、引き続き、この会議体の最終的な提言の取りまとめのために全力で御支援し、また議論を注視させていただく所存であります。

それでは、本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

○鎌田座長 大臣、ありがとうございました。

法務大臣は公務のため、ここで御退席になります。

(法務大臣退室)

○保坂事務局 報道関係者の方に退出いただきますので、しばらくお待ちください。

(報道関係者退室)

○鎌田座長 それでは、再開します。

まず、本日の委員等の出席状況について確認します。

本日は、徐オブザーバーは所用のため御欠席です。

なお、鵜瀨委員、山本隆司委員は所用のため、少々遅れて御参加の予定です。また、山本和彦副座長、小林オブザーバーは所用のため、途中で退席される予定であります。

それでは、議事に移らせていただきます。

まず、議事1の検察官の倫理についての議論であります。

前回の会議におきましては、法務大臣が示された検討の柱の一つ目であります検察官の倫理について、実質的な議論を開始しました。本日も引き続き、検察官の倫理についての御議論をお願いいたします。

まず、前回の会議において、委員等から当局に対して、御質問、御要望がありましたので、当局からこれらにつき、簡単に説明してもらいます。

説明者、よろしいでしょうか。

○中野刑事局企画調査室長 刑事局の中野でございます。本日もよろしくお願いたします。

前回、委員の皆様から頂きました御質問について、資料に基づいて御説明させていただきます。

お手元に、資料1といたしまして、「検察官の懲戒処分等の概要」が書かれたもの、そして、資料2としまして、「最高検における監察の概況」と書かれたものを御用意させていただきました。

まず、検察官の過去の懲戒処分や監督上の措置について御説明させていただきます。

まず、委員から前回御指摘を頂きました、検察官が国家公務員倫理法違反で監督上の措置を受けた例はございませんでした。

そして、検察官の過去の懲戒処分・監督上の措置について、資料1を御覧いただきたいと思います。

こちらの表は、法務省に行政文書として保管されている、平成24年度以降に検察官に対して懲戒処分として訓告以上の措置がなされたもののうち、検察官が直接の責任を問われたものを取りまとめたものです。

平成24年4月以降、54件の処分・措置がなされており、そのうち、免職が2件、停職が3件、減給が13件、戒告が12件、訓告が24件でございました。また、職務に関連する非違行為、こちらは54件のうち40件、それ以外の公務と関連のない非違行為は14件でございました。

職務に関連する非違行為の40件のうち、セクハラが13件ございます。公務外の非違行為14件のうち、交通関係が5件、盗撮や痴漢関係が3件ございます。

次に、最高検の監察指導部における監察指導の状況について御説明いたします。

資料2を御覧ください。

最高検に設置されている監察指導部は、職務上の非違行為全般に関する内外からの情報を把握・集約して分析・検討を行い、必要に応じて監察を実施いたします。そして、同種事案の再発防止に向けた改善や指導を実施しております。

なお、職務関連外の情報を把握した場合には、担当部署に連絡し、人事上の処分の検討などがなされます。

監察の端緒となる情報は、こちらにございますとおり、メール、電話、書面等により、最高検が直接得た情報及び弁護人からの申入れ、投書、告訴・告発等により高検や地検等が得た情報がございます。

監察指導部は、そのうち、通報内容が不明確であったり、そもそも監察対象事案に該当しないものなどを除いて監察を実施することとしております。

資料2の1を御覧ください。

平成30年10月1日から令和元年9月30日までの1年間に、合計1,022件の情報が寄せられております。そして、当該期間以前の未済分も含めて、174件が監察案件として監察が実施されました。

その内容の内訳は、資料2の2にあるとおりでございます。

寄せられた情報のうち、立件しない場合の理由の内訳は、資料2の3にあるとおりです。

監察を実施した上で、指摘すべき問題点がないもの、原庁で行われた注意・指導で足りるものを除いて、検事総長から検事正又は検事長に対する改善等の指示や同種事案の再発防止に向けて一層の注意喚起を実施することとしております。その内訳は、資料2の4のとおりでございます。

このような監察結果は、対象者の所属庁に送付されて、同種事案の再発防止に向けた改善指導が実施されるほか、概況が検察官に定期的にフィードバックされて、職務姿勢や倫理の涵養の一助とされております。

また、監察制度の公正性・適正性を担保するため、おおむね四半期ごと、定期あるいは適時に外部有識者である参与に対して監察内容を報告して、その意見・助言を得ております。

続きまして、前回、最高検の非違行為等防止対策委員会、あるいは各高検の地域委員会の活動、そして地域委員会のコンプライアンス・マニュアルの表題や概要について御紹介させていただいたところです。

これにつきまして、マニュアルの初版が作成された経緯や、初版と平成23年の在り方検討会議を経た後の内容の差異について御質問を頂きました。また、マニュアルを提供するよう御要望いただきました。

各マニュアルにつきましては、改訂を行っていることや保存期間との関係から、初版は残っておりませんでしたので、御質問の点は判然としませんでした。本日は、各高検で作成している8つのマニュアルの最新版を机上に設置させていただいております。

マニュアルの概要につきましては、お時間の都合により、東京高検のコンプライアンス・マニュアルについて御説明を若干いたします。

1枚おめくりいただきまして、「はじめに」というページがございます。

このマニュアルについては、検察庁職員一人一人が一般の公務員以上に高い倫理観を持って行動すべきことを再認識し、公私を問わず、常に公務員として自覚を持って、国民の信頼に応えていくための手控えとして作成されたものと書かれております。

そして、次のページの目次を御覧ください。

ここに記載されておりますとおり、このマニュアルでは、第1で服務規律、第2で国家公務員倫理法及び倫理規程について、そして、第3で情報セキュリティ対策、個人情報の保護について解説しております。第4では、非違行為及び不適切行為として、非違行為等の類型について説明しています。第5、懲戒処分では、懲戒処分の標準的な量定をまとめた人事院の懲戒処分の指針を掲載しています。

他の高検のマニュアルも、おおむね同様の構成となっております。検察職員の懲戒処分等の具体例を記載しているものもございます。

刑事局からは以上となります。

○鎌田座長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、挙手をお願いいたします。  
太田委員、どうぞ。

○太田委員 すみません、ちょっと質問をさせていただきたいと思います。

この懲戒処分等、検察官のとありますが、私もおりました警察の感覚では、警察職員ということで全部まとめているものですから、検察官というのは、検察事務官ですとか、あるいは副検事といった方々も含む数でございますかというのが1点と、それから、資料2の方で、監察の概況というのがありますが、この監察の対象事案件数と、こちらの懲戒処分にまで至ったような事案というのは、重なりとかリンクージュというはあるものなんでしょうか。それとも、それぞれ別の切り口からの取り出し方というふうに理解しておけばよろしいんでしょうか。

以上2点、教えていただければ幸いです。

○鎌田座長 それでは、当局からお願いいたします。

○中野刑事局企画調査室長 お答え申し上げます。

まず、1点目でございます。資料1の「検察官の懲戒処分等の概要」と書かせていただいているとおおり、こちらは検察事務官を含まず、検察官ということになってございます。

そうしますと、検察官には検事と副検事がございますので、それを含めた数ということとなっております。おおむねではございますが、このうち20件が副検事となっております。

定員数で若干御説明すると、検事の定員が1,879名、副検事の定員は879名ということとなっております。

2点目のリンクの点でございます。個別具体的な事案で、どのようにリンクしているかというのは、なかなか申し上げ難いところではございますが、先ほど申し上げたとおり、当然、監察で何らかの国家公務員法違反ということが認定された場合は、人事上の措置が検討されることとなりますし、その逆も当然あり得るということとなると考えております。

○鎌田座長 よろしいでしょうか。

○太田委員 大変細かいことですが、そうしますと、一つ目は、副検事までで、検察官事務取扱検察事務官は、また別ということでございますよね。

○中野刑事局企画調査室長 はい、検事、副検事ということになります。

○太田委員 ありがとうございます。

○鎌田座長 よろしいですか。

それでは、篠塚委員、お願いします。

○篠塚委員 資料2の最高検の監察の概況の2のところ、類型がいろいろ挙がっている、取調べに対する不満だとか、証拠の改ざん・隠匿の主張とかあるんですけども、あるいは弁護活動に対する妨害の主張とかあるんですけども、これらに関する職務規範みたいなものはないという理解でいいんですか。

○鎌田座長 当局からお願いします。

○中野刑事局企画調査室長 具体的には何かと申しますと、当然、刑事訴訟法ということになるかと思ひますし、あるいは検察の理念も、それに当たるんだろうというふうに考えております。当然、刑事訴訟規則とか、そういった刑事関係の法令もしかりだというふうに考え

ております。

○篠塚委員 前日も聞きました、コンプライアンス上の、要するにベストプラクティスのようなものは、こういうことについて、規定はないという理解でよろしいのでしょうか。

○鎌田座長 当局からお願いします。

○中野刑事局企画調査室長 何をもってベストプラクティスというのかというところにはなるかと思えますけれども、繰り返しになりますが、法令としては、先ほど申し上げたようなものということになりますし、あるいは研修等で、講師が資料を作成して教授するとか、そういったことになろうかと思えます。

○篠塚委員 ありがとうございます。

○鎌田座長 ほかに。

後藤委員，どうぞ。

○後藤委員 ありがとうございます。

資料2『最高検における監察の概況』4「監察結果別件数」のところで、「内訳」中の上から3つの欄の数字が、何らかの問題点はあったと確認されたケースだと理解します。その中身は、どういったものが多いかを簡単に御説明いただけますか。監察の結果、問題が確かにあったとされた事例では、どういう問題が多いのかということです。

○鎌田座長 では、当局からお願いします。

○中野刑事局企画調査室長 なかなか、具体的な捜査の中身に、監察はどうしても関わってきますので、具体的な内訳というのを申し上げることができず、また、手元にも資料がございませんので、一旦は引き取らせていただきたいと思います。

ただ、手元の資料である限り申し上げますと、例えば、これまで監察指導部が設置されてから、ここにある令和元年9月までの類型で、上の改善の指示等については30件あったというふうに聞いております。そのうちで、例えば取調べに関するものとして10件、3分の1、あるいは被害者対応、これについて2件、あるいは証拠品関係、これは14件ということで把握しております。そのような割合になっているということでございます。

○鎌田座長 よろしいでしょうか。

ほかに。

富山委員，お願いします。

○富山委員 これ、数字はよく分かりました。

これ、ちょっと経営論として考えると、これも大変立派な中身だなと思って読んでいったんですけども、経営論としたときに、例えばこういう、ある種問題事案の発生件数について、どのくらいの数字に抑えるかみたいな、そういう経営目標というんですか、それがあのかないのかということと、それに照らして、こういう立派なものを作っているわけなので、これが効果を上げているかどうかという意味でいうと、数字のトレンドみたいなものは何かあるのでしょうか。

○鎌田座長 当局、よろしいですか。お願いします。

○中野刑事局企画調査室長

なかなか目標値を設定するというのは、我々としてはやっておりませんが、当然ゼロに近づけていく、ゼロが最もよいというふうには考えているところです。できる限り、あつてはならないものでございます。

その上で、効果の測定という意味では、これは我々として、傾向を把握した上で、どのように対応していけばよいのか、フィードバックをどのようにするか、例えば、もう少し細かくフィードバックをするかとか、そういったことは考えてございます。

ただ、では、それがどのように、果たして数値に表れたかというところまでは、なかなか実証的な検証というのは難しいのかなというふうには考えております。

○**富山委員** 要はこれ、例えば経営論で言ってしまうと、要はカスタマーサティスファクションが上がったとか下がったとかと、ずっとそれを取りながら、いろいろな改善・改良していくわけですね、生産性なんかをね。それで、例えばあれですよ、裁判の要件事実に厳密な因果関係なんて、そんなもの分かるわけないんですよ、こんなの。だけれども、要するに傾向値として、複数の因子がこう効いているのではなからうかということで、いろいろな対策を講じて、その数字を追いかけていくということになると思うので、そういう趣旨で伺っているんですけども。

要は、分からないというのがよく分からない、分かるという意味の、多分厳密性の違いなんだと思うんですけども、それが分からないとおっしゃっている意味がよく分からなかったんですけども。

○**鎌田座長** では、当局から。

○**中野刑事局企画調査室長** 正におっしゃるとおりでして、厳密性の問題だと思われま。

例えば、一定の期間を区切って件数を取り出して、そうすると、ある程度の傾向が、漸減しているか、そういうのは分かるということになってこようかと思えます。その上で、では、そのときにどのような措置・対応がなされたのか、あるいは改善策がなされたのかというのを検証していくというのは、十分あり得るとは思います。

それを、では、具体的にどこまでやっているのかというのは、今、すみません、持っているものはないので、何とも言い難いところですが、御質問の趣旨は理解はいたしました。

○**富山委員** 質問している趣旨は、要は、いい悪いの議論ではなくて、これは、倫理の問題について何らかの、今ここで具体的に、改訂が必要かとか強化が必要かという議論しているわけですよ。

確かに、それこそ立法事実に言ってしまうと、黒川さんのマージャン問題一つだけでは立法事実にはならないので、言うなれば、こういういろいろな工夫を例の事件以来されてきて、それが十分に効果を上げていたとすれば、そんなにここで、わざわざいじるほどの話ではないし、逆に上げていないのであれば、やはり何らかいじる必要があるのではなからうかと、これは普通の経営論だと思うんですよ。普通に民間で、最近役所でも普通にやっている経営改善論なので、要はこの、ある種の経営的な政策効果というか、組織的な政策効果が上がっているかどうかを伺いたいなという趣旨で伺っている次第です。

○**鎌田座長** 当局、どうぞ。

○**中野刑事局企画調査室長** 例えば、では、セクハラを取り上げて申し上げますと、確かに傾向としては、過去やや多うございまして、それを当局として把握いたしました。その上で、様々な対応を考えて、傾向が、ある程度減ってはきているのではないかとと思われるんですが、やはりセクハラ、我々と当局の目標値としてはゼロでございますので、そういう意味では、今後も継続的にやっていかないといけないという思いではございます。

御意見はよく理解はいたしました。御意見として承りました。



○鎌田座長 それでは、金指委員、お願いします。

○金指委員 懲戒処分の内容を教えてくださいというのは、私が申し上げたことなので、どうもありがとうございます。大変よく分かりました。

民間の立場で申し上げますと、10年で54件ということでございますよね。私のところで、これ余り表に言いたくないんですけども、非常に少ないというのが実感でございます。あえて申し上げますと、私どもは大体グループ企業が100社ありまして、3万人ぐらいの社員がおりますけれども、これも余り言えないことですが、年間大体40件から50件ぐらいの懲戒、同じような内容です。ほぼ、セクハラ等があるというようなことを含めて、同じような内容があるので、さすがというか、私の方がよく参考にしなければならんことですが、非常に少ない中でやっているのかなというような感じを受けました。

ただ、私どもの実感で申し上げますと、民間としても、それで例えば、リスクマネジメント委員会を作ったり、フィードバックをすとか、あるいは取締役会で議論すとか、いろいろなことをやっておるんですけども、正直言って、年間50件程度の数がなかなか減っていかないという辺りがありました。これは目下の悩みでございますので、これは私としては、頂いた資料は大変参考になりますので、これから少し会社の中身をいじっていきたいというふうに思います。それが1点。

もう1点、会社の常識は社会の非常識というようなことを言われた方がいらっしゃいましたけれども、現下の状況ですと、私ども民間企業というのは、常に社会常識の中で、言わばお客様の目にさらされているといった状況がございますので、企業の正義といいますかね、正義って大げさか、企業の在り方というのは、実はお客様が決めていらっしゃる。ですから、お客様との対応の中で物事を考えてございますので、そういった意味では、ある意味では10年前に比べると、相当中身はよくなってきたんですけども、今日この意見、これを拝見して、いや、ちょっとびっくりしたのと、もうちょっとちゃんとやろうねという感を強めたわけでございます。

また、先ほど冒頭、大臣からこの会議の内容あるいは課題についてお話がありましたので、あえて触れるということとはございませんけれども、これまた第2回ですか、申し上げたように、法務省あるいは検察庁の中の内部の目、内部の風がどうなっているんだろうと。この課題や、こうやって議論をしていることをどういう目で捉えているのかということが、非常に興味があるところでございますので、先ほど大臣は、目安箱があって、いろいろな意見が来ているよというふうにおっしゃっていただきましたけれども、是非そういった意見を何かのタイミングでお聞かせいただくと、こちらの議論がまたまた深まっていくのではないかと思います。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○鎌田座長 ありがとうございます。

先ほどの当局の説明に関連する御質問、御意見は、この辺りでよろしいですか。

紀藤副座長。

○紀藤副座長 2つあるんですけども、1つは、検察官の懲戒処分の概要についてですけども、大体、公務員法上の懲戒処分、それから公務員倫理法上の懲戒処分というものと、それから行政監督上の処分というのが、大体半々になっていると思うんですね。

これ、傾向的には、私もメディアの報道とかでチェックをしたところ、訓告処分と、いわ

ゆる懲戒処分、正式な法律に基づく懲戒処分は、大体半々になっているというのが大体のイメージで、先ほど訓告処分が24件と言われましたけれども、大体半々というところで、大体理解しているんですけれども、一方、法務省職員の訓告等に関する訓令というのがありまして、これで行政監督上の処分を規律しているわけですけれども、その訓令の第1条の3項というところを見ると、嚴重注意及び注意は、職員の責任が訓告を行うまでに至らないと認められる場合に、当該職員の責任を確認し、将来における服務の厳正又は職務遂行の適正を確保するため、当該職員に注意を促す措置として行うものとするという規定がありまして、別途、行政監督上の処分の中には、嚴重注意と注意があるわけですね。

嚴重注意と注意は、ここには書かれていないわけですけれども、嚴重注意と注意の中には、一般の国民から見ると、やはりちょっと問題があるような事案も見受けられるように思うんですけれども、その数を把握されているのかどうか。この表を作るに当たって、嚴重注意と注意の数は把握されたのかというのを、ちょっと教えていただきたいです。

○鎌田座長 当局、どうぞ。

○中野刑事局企画調査室長 お答え申し上げます。

先ほど、冒頭御説明申し上げたとおり、当局において、行政文書として残っているものということの限りで、ここに書かせていただいているということになります。

○紀藤副座長 そうすると、書類が残っていないということですか。記録が残っていない。

○中野刑事局企画調査室長 注意、嚴重注意については、法務省においては保管していないということになっております。

○紀藤副座長 私が見る限りは、嚴重注意と注意は大体、訓告処分と、それから法上の懲戒処分の大体4倍から5倍ぐらいというのが推計値で分かるんですけれども、恐らく4、5倍ぐらいはあると思うんですよね。だから、そこはチェックしていただけないかなというのが一つのお願いです。できなければ仕方がないです。

それから、もう1つは、監察の方で、ちょっと質問なんですけれども、先ほど監察処分の、監察の方の資料2を見ていただくと、被害者対応の不満と、それから取調べ、捜査に関する不満とで、これを見ると、174件の監察件数の中で、被害者対応の不満というのは14件ということで、大体8%ぐらいだと思うんですよね。そのぐらいの割合だと思うんです。

それで、先ほどの質問で、4の監察結果別件数というところが、後藤委員が質問された、32件より上のところ、つまり46件のところの被害者対応の問題は2件と、先ほど言われたと思うんですね。何件ですか。

○中野刑事局企画調査室長 そこは、手元に資料がございません。

○紀藤副座長 ないんですか。分かりました。

では、そこは勘違いなので、この中で、被害者対応の件数で、原庁等で行われた注意・指導等で足りるものとしたものの件数は把握されていますか。

○中野刑事局企画調査室長 先ほど申しましたとおり、この内訳については把握はございませんが、大きな傾向は、先ほど申し上げたとおり、これまで監察指導部が設置されてからこの報告に至るまでの間の改善等の指示についての内訳については、先ほど申し上げたとおりとなっております。

○紀藤副座長 そうすると、内訳が分からないと、いわゆる、これを見ると、監察件数のほとんどと言っはいけないけれども、9割以上は捜査に関するものであって、同時に、監察結

果別件数というのをちょっと把握されていないと言っていましたけれども、これはちょっと把握していただかないと、検察の理念を拝見しますと、被害者の権利のことは具体的に書いてありますけれども、被疑者の権利については曖昧な記述の仕方なわけですね。そこはやはり、もし監察件数でこういう結果が出ているのであれば、それは検察の理念を改訂するなり、検討するに当たっては、特別な事情というか、立法事実とさっき言われた委員もいらっしやいましたけれども、恐らくそういうことだろうと思いますので、ちょっと把握されたら、教えていただければと思います。

○鎌田座長 では、その点はよろしく願います。

ほかにかがででしょうか。もしよろしければ、今回の議論の参考となる他の組織における倫理に関する規律や取組、これも紹介するようというお求めがあり、前回の会議で一部の委員の皆様には御準備をお願いしていたところでございますけれども、時間不足で、願いをしていた皆様から御紹介を頂くことができませんでした。

そこで、迅速な審議に資する観点から、今回の会議に向けて、あらかじめ事務局において、それらの委員等の皆様からお話を伺い、前回の会議で御発言を頂いた方の分も含めて、各組織における取組を一覧にした資料を作成してもらいましたので、事務局からその概要を説明してもらいます。

○保坂事務局 それでは、お手元の資料3を御覧いただきながら、お聞きいただければと思います。

この内容というのは、先ほど座長から御紹介があったとおりでございます。この表の構成といたしましては、上の段の方には倫理に関する規律の有無と、その簡単な内容を記載しておりまして、特に職務外の行動についての規律があるものについては、それが分かるような形で記載をいたしております。

下段の方につきましては、ほかの組織分野における研修等の取組を踏まえて検討すべきという御意見もございましたので、それぞれの組織における研修の状況等を記載しております。

この各組織分野ごとに、後ほど所属の委員の方から補足の御発言があるかと存じますので、私の方からは、この表を使って、簡単に対比できるような形で御説明させていただきたいと思います。

まず、上の段の規律の内容等ですけれども、一番上の欄に記載しておりますとおり、裁判官については裁判所法、裁判官弾劾法、検察官や警察、一般の国家公務員につきましては国家公務員法、弁護士については弁護士法によりまして、いずれも職務外の非違行為というのが懲戒事由などとされております。検察官などの一般の国家公務員につきましては、国家公務員倫理法や倫理規程が適用されて、裁判官の欄にございます、上の段の一番下の丸ですが、裁判官につきましても、申合せによりまして、同様の倫理規範を尊重するということとされておるようでございます。

これらに加えて、検察官の欄ですけれども、検察官につきましては、これまで当局から説明があったとおり、「検察の理念」ですとか、先ほども御紹介ありました各高検のコンプライアンス・マニュアルというものがございます。

他府省の国家公務員の関係で、網羅的に把握しているものではございませんが、一般の国家公務員というところの、規律の内容等の下の段ですけれども、消費者庁におきましては、消費者庁の使命と、5項目から成る職員の行動指針を策定しているようでございます。これ

はホームページにも掲載されておるとのことです。

また、警察の欄ですけれども、警察におきましては、職務倫理及び服務に関する規則が定められるなどしておりまして、これについては、太田委員の方から、後ほど補足の御発言を頂ければと存じます。

一方、弁護士につきましては、先だって篠塚委員から御紹介があったとおりでございまして、日弁連の会則を受けて、詳細な弁護士職務基本規程が定められているという構造になっておりまして、また、篠塚委員の方から、懲戒に関する手続の制度についても御説明を頂いたところでした。

それから、下段に移りますが、研修等の状況につきましては、研修については、裁判官のほか、検察官などの国家公務員においては、職位や年次に応じた研修が実施されておりまして、その中で、いずれも倫理についての取扱いがされているということでもございました。

このたびの元検事長の問題が幹部職員によるものだったということに鑑みまして、各組織ごとに、幹部研修として、どんな取組を行っているかについても聞き取りをいたしまして、ここに書かせていただいております。

一般の国家公務員の欄に記載しております人事院の幹部研修につきましては、検察官で法務省に在籍している者、あるいは警察など、人事院を含む各府省の者が参加する可能性があるということになろうかと思えます。

弁護士の方につきましては、篠塚委員から御紹介ございましたように、弁護士登録後、定期的に研修が行われているということでもございます。

事務当局からの御説明は以上でございまして、説明の至らない点につきましては、後ほど各委員の方から補足を頂ければと存じます。

○鎌田座長 ありがとうございます。

ただいまの説明についての御質問、あるいは、この表には掲げられていない民間企業や大学等もあるわけですが、そういうところの取組について、補足的な御発言があれば、お願いをいたします。

太田委員からお願いします。

○太田委員 では、すみません、口火を切らせていただいて。

私の方は、資料5に、2枚ほどつけさせていただきました。先ほど御紹介のありました警察職員の職務倫理及び服務に関する規則というのは、資料の2枚目の方になりますけれども、御覧のとおり、国家公安委員会規則として定められたものであります。

警察職員と申しますのは、警察の場合には、警察官だけではなくて、事務官、技官等もいますけれども、やはりすべからず、警察の職務を行うということで、警察職員というふうに総称しています。

この規則の規定内容は、国家公務員法の規定と重複する部分も多いんですけれども、警察の職務特性に応じた記述の仕方でもとめられているものと理解をしています。

それから、第1条のところで、裸で倫理といわないで、職務に係る倫理、職務倫理という言い方をしておりまして、これも警察では、一般に職務倫理という言い方をしているんですけれども、根っこの国家公務員法を含めてですが、私的領域、私生活に関わる部分の規制というのも、この規則自体でいえば、2項の4号、5号ですとか、あるいは7条辺りで、私生活にわたる部分も書き込んでありますけれども、飽くまでも規律違反が問われるのは、職務と

の関連性がある限りにおいてということとして、職務倫理としているのは、その意味もあると思います。

あと、第1のところで、基準を定めるという書き方になっていますけれども、この規則自体が服務規律としての意味を持つにしても、直接の作用規定というわけではございません。懲戒処分をやるような場合には、飽くまでも公務員法の方に立ち戻って、国家公務員法が処分の根拠事由ということになるわけでありますので、その意味で、これは全体の警察職員の任用、勤務及び活動の基準の1つというように位置づけられるものであろうと思います。

それから、資料の1枚目の方ですけれども、警察教養規則というのがありまして、これも国家公安委員会規則でございます。教養というのは警察用語ですけれども、教育訓練と同じ意味と御理解を頂ければよろしいかと思えます。

この教養規則、目的規定のところからそうなんですけれども、まず警察教養、つまり教育訓練というのは、職務に係る倫理、職務倫理を保持しというところを筆頭に持ってきていますし、3条の内容でも1号で、職務倫理を保持させることというのが第1号に規定をされているというようなことであります。

この規則に基づいて細目の定め等があつて、前回もお話したように、各研修等で、ほぼ例外なく職務倫理教育を行っているわけであります。制度論ではないんですけれども、警察の経験上の感じとして、こういうふうに職務倫理教育というのを数多くやりますと、部内的に、幹部の立場にある者というのは、教育をする側として、部下の指導・教育に当たる機会が多くなってくるわけですけれども、大体、コモンセンスといいますか、幹部共通の意識として、部下にやるなどと言っていることを自分がやるわけにはいかないという感覚があるかと思えます。教育を充実させるというのは、副次的にこういうような意識の醸成効果というものもあるのではないかということを感じておりますので、御紹介をさせていただきます。

補足は以上でございます。

○鎌田座長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

それでは、河合委員、お願いします。

○河合委員 河合でございます。

裁判官の規律の内容は、この表に記載されたとおり、法律で、職務であると職務外であると問わず、高い倫理が求められるということになっております。

研修の状況について若干御説明したいと思います。資料5で補助資料として、裁判官の研修という1枚紙をお配りさせていただきましたので、これを御覧ください。

裁判官の研修は、司法研修所の裁判官研修部門で担当しておりますが、裁判官の職務の性質上、裁判官の自己研さんを支援することを主たる目的としております。

研修の内容でございますが、一同が会して行う合同研修、数名の者が実務上の重要問題の中からテーマを選んで研究を行う個別研修、それから、その他の一般、一定期間、民間企業や報道機関などに行つて業務に実際に携わつたりする、そういった研修の三つに大きく分かれておりますが、その中心となる合同研修の全体像は、この1枚紙の裏にお示したイメージ図のとおりでございます。

この図の中で、導入系と記載してある欄の一番上の新任判事補研究会、それから、中ほどにあります判事任官者研究会など、こういった節目節目に、裁判官の倫理についての説明や

意見交換などが行われております。

また、幹部に対する研修は、その欄の下の新任部総括研究会、部総括実務研究会、この図には載っておりませんが、地裁・家裁所長に任命された直後に行われる実務研究会におきまして、裁判官の在り方や組織運営に関する講義、事例研究など、裁判官倫理に関する研修を実施しています。

ちなみに、部総括裁判官という言葉は、聞き慣れない方もおられると思いますが、これは裁判所の組織構成の単位である部、民事何部、刑事何部などという呼称で使われておりますが、この部におきまして、司法行政上の事務を取りまとめ、裁判においては、合議体の裁判長を務める裁判官のことをいっております。

その他、この図にありますように、実務能力の向上や社会経済の実情などについて理解を深め、視野を広げ、識見を高めることを目的としまして、様々な研修を実施していますが、これらも、裁判官の在り方について考えを深め、これを身につけていくことがその前提となっております。

以上でございます。

○鎌田座長 ありがとうございます。

今、当局の説明に対する補足的な説明を頂いておりますけれども、そこに限定せず、検察官倫理についての御意見を伺っていきたくと思います。

小林オブザーバー、14時御退出予定ということですので、御意見を頂戴してからと思いたすので、よろしくお願ひします。

○小林オブザーバー 鎌田先生、御指名ありがとうございます。

鵜瀬先生が挙手をされていらっしゃる中、申し訳ございません。ご指名ありがとうございます。

前回の会議の最後で申し上げましたとおり、私は今回の事件を踏まえて、検察の皆さんの職務外の倫理というのをどこまで規定すべきかというのが、大きな論点なのかなというふうにつまえています。

例えば、私たちが運営している全寮制の国際高校ですと、キャンパスの中に世界中から数百名の高校生が集まって、数十名の教員が共に生活をして、授業時間外も生徒の指導に当たっているんですね。よって、教員の職務内と職務外という線引きが非常に難しい環境だとも言えるかと思ひます。そうした学校を経営する立場から、本校の職務規程などにも鑑みて、この件について考えてみました。

結論から申し上げますと、私は個人的には、検察官の方々だけを特別視して、今ある以上に、今ある規程を超えて、何か加えて追加的に明文化して、職務外の行動を縛るような必要というのは、余りないのではないかなというふうに感じます。

ただし、以前、別の先生方からも御指摘があったかと思うんですが、幹部の方は通常は研修をなさる側で教育者であるというお立場もあると思ひますけれども、改めて幹部になられた際に、ご本人たちも倫理研修のようなものを受ける形で、お立場に恥じぬような言動を、職務内外問わずに心がけていただけるようにしていただくことは必要なのではないかなと思ひます。

簡単に三つ、理由を述べさせていただきます。

一つは、国民の信頼を失墜する行動というのが、本当に広範にわたるためです。これを文

章で逐一網羅していくというのは、非常に困難であることで、加えて、これをしては駄目、あれはしては駄目というふうに細かく縛ろうとすると、逆に、書いていなければやっていいのかともなりかねず、逆効果なのではないかなというのが1点目。

2点目に、さきの議論で、SNSやネット上での言動などにも言及があったように記憶していますが、テクノロジーの進化や時代の変化に伴って、国民の信頼を傷つけるということが意味する内容というのは、非常に速いスピードで変化したり、又は広がっていったというのが事実で、これからもしていくと思うので、なかなか逐一文章化していくのは難しいため。

最後3点目に、これらの視点を踏まえると、倫理については、飽くまでも大枠で示すことが適当ではないかと思うため。今回お配りいただいている資料の3にありますように、各種の既存の複数の規定の中で、既に勤務時間外の行動についても、国民の信頼を傷つけるようなことは慎む旨、明確に表記がございますので、私は、この点についてはこれ以上、規約など、規定などで縛るということは必要ないのではないかなというふうに思っております。

以上です。ありがとうございます。

○鎌田座長 ありがとうございます。

それでは、鵜瀬委員、お願いします。

○鵜瀬委員 今日遅刻いたしまして失礼いたしました。

私も今、小林さんの御発言というか御提案に全く賛成でございます。細かいことを決めるよりは、皆さんそれぞれ幹部となられる方が、社会の目がどういうところにあるのかということ意識されればそれで足りると、今回はそこが不十分だったということではないかというふうに考えております。

事務局の説明の中に、幹部の研修のお話がありましたので、ちょっと補足させていただきます。

人事院その他が主催している幹部研修の中には、官庁の人と、それから民間の人とが合同で研修するという形がありまして、東急グループからも参加されたことがあるんですけども、私は3回出ております。課長時代から、もっと上のときもですね。そのいずれの回にも、法務省におられた検事さんは参加されていますので、現在でもそのような研修の機会はあるのではないかと思います。

ただ、私は、小さい官庁にいたので、3回参加する機会がありましたけれども、大きい官庁ですと、多分一度も参加する機会がないという方もいらっしゃるのかなというふうにも思いますので、それで十分かという、そうかどうか分かりませんが、ただ、他省庁の方とか民間の方とかと一緒に研修を受けて、しかも、その後、同窓会などをやりますと、その研修の同窓会というのは、国家公務員の倫理法上も開催していいということになっている種類のものなんですけれども、いろいろな価値観に触れることができ、大変に意義があるかなというふうに思っています。

金指委員が、お客様の目があるということをおっしゃいました。これに関連して、公務員の場合には、仕事の内容が公益に関わるものなので、特定の人に対して何かをするという機会だけではないことから、必ずしもお客様の目というのを、はっきり認識しないで仕事をするということが多いかと思えます。そもそも何か売っているということではないので、売れなくなって困ることがまず起きないわけなんですけれども、したがって、お客様の目

による監視というか、縛りというか、規律というのが働きにくい世界であるということも、今後対応を検討するときに念頭に置いた方がいいのではないかというふうに考えます。

以上です。

○鎌田座長 ありがとうございます。

それでは、引き続き、検察の倫理についての御意見を伺ってまいりたいと思います。

御発言ございますでしょうか。

金指委員。

○金指委員 すみません。鶴瀬さん、ありがとうございます、御意見。

今のお話の中で、若干誤解があるとまずいんですが、お客様と申し上げたのは、社会的常識という意味でございまして、社会的常識に外れるようなことをやると、当然企業は疎外され、成り立っていかないということを申し上げたわけでございます。

それから、もう1点は、今回の個別事案に触れることはしたくないんですけども、企業で申し上げると、社会的な常識に外れた人間がトップになるとすれば、これが組織上の大きな問題だろうと。そこに問題があるというふうに思っておりますので、その辺は念のため申し上げます。申し訳ございません、ありがとうございました。

○鎌田座長 ありがとうございます。

富山委員、どうぞ。

○富山委員 ありがとうございます。

私も今回の全体のバランス感としては、小林りんさんの感覚に実は近いです。

これ、さっき金指さんも言われていたけれども、民間の企業でもこういう問題、一生懸命対処してきていて、現実やはり、なかなか減らないという現実もあって、相当な今コストも使っているし、時間も使っているし、それこそ分かりやすい冊子作ったりとか、ポンチ絵作ったり、漫画作ったりとか、本当に手を替え品を替え、いろいろなことをやっているわけですけども、でも、それはやはりゼロにならないという現実があって、でも、多分ああいう努力を続けなければ、きっとまた増えてきてしまうので。かつ、もう一つ難しいのは、要は、信用の議論というのは、今すぐくムービング・ターゲットで、動いていってしまうんですね、その感覚というのは。動いていきますし、特にネットの時代になると、いろいろな人が裁判官みたいになってしまうので、人によって全然基準が違っていたりとか、あとグローバル企業になりますと、当然多宗教、さっき、小林さんのところもそうでしょうけれども、いろいろな宗教的倫理によって、感覚って違ったりするので、そういった意味で、みんな一生懸命悩んで、いろいろ苦労しているところなんですね。

だから、こういった努力を、さっきちょっと、変化どうですかということにこだわったのは、こういう努力を続けることが最も大事であって、かつ、努力の成果があるかどうかというのを検証し続けることが大事であって、こういう規定を作ったからなくなってしまいますという話では、私は全く決してないと思っています。

業務外の話もちょうどこれ、実は書いてあるわけですよ、みんな。だから、この範囲で、私は実は、そんなにいじる話ではないと思っています、ですので、そういった意味合いで言ってしまうと、ここで今回時間とエネルギーを使うのは、余り生産的ではないかなという感じが実は内心正直しております。

以上です。



○鎌田座長 ありがとうございます。

ほかの御意見いかがでしょうか。

篠塚委員，どうぞ。

○篠塚委員 今日は資料5で，2つ資料をつけております。アメリカの検察官の倫理のルールという資料は，前回も言及したんですけれども，法務大臣も冒頭で確認されましたように，3番目の問題に関してです。要するに，国際化している中で，日本の刑事司法の在り方がなかなか理解されていないというところには，こうした規定が欠けているということがあります。例えばアメリカの検察官の倫理の在り方，これ，ABAの方はスタンダードといわれているもので，ルールと言っていいのかどうか，ちょっと語弊があるかもしれませんが，基準が作られていて，非常に詳細な，要するに処遇，捜査から公判に至るまで，ほぼ細かく規律をして，分かりやすいものがあります。そこはベストプラクティスを目指す，それから，メディアとの関係でも，難しいゆえに細かく規定をされているということです。

裏を見ますと，2つめの資料として，今度はアメリカの司法職員に対する規則も書いてあります。この中でも，やはり日本の，例えば報道の在り方，規律に関することが規定されています。対して，外国人だったら，このスタンダードが当たり前だと思っている人が日本に来て，刑事裁判を受けたときに，こういう報道をされるということに対して，非常に，正義に反するというような印象を持つのではないかと思うんですね。

そういうものもやはり踏まえて，国際化の時代に対応する倫理の在り方というのも同時に検討していかないと，東京高検の検事長の問題だけで検察官の倫理を終わらせるというのは，この委員会を設けた意味が半減してしまうのではないかというふうなことを思って発言させていただきました。

○鎌田座長 篠塚委員は，最初から倫理の問題と，3つの柱の全て共通する問題であるというお立場でいらっしゃるんですけれども，3つの柱の議論が全部終わるまで，倫理についても何も言えないというと，これまた議論が進まなくなりますので，倫理の総論的な部分をまずは一まとめにして取りまとめ，2番目の柱，3番目の柱も，倫理的観点からは，どうあるべきかという議論を，そこで各論的に展開していただくことは可能だと思っておりますので，そのような進め方を御容認いただければ。

○篠塚委員 もちろんそういうことを考えております，こちらも。

○鎌田座長 ありがとうございます。

後藤委員，どうぞ。

○後藤委員 ありがとうございます。

今回，発言要旨のメモを提出しております。この中のIの部分は，前回の議論の補足で，刑事手続，特に取調べへの弁護人立会いのことも議論すべきだという方向での補足でございますので，ここはお目を通していただければ足りると思います。

IIの方の検察官の倫理について，発言いたします。

今までの議論の流れから，2のところからお話しします。私たちが検察官の倫理について語るときに，不祥事を防ぐための倫理あるいは規律という観点と，検察官の仕事，職務上の規範としての倫理という2つのものが出てきているように思います。けれども，それらは全く別々のものではなくて，1つの法曹倫理の中の幾つかの側面として統一的に捉えるべきものではないかというのが，2の趣旨でございます。

次は1です。前回、「検察の理念」の5について、興味深い議論がありました。考えてみますと、「真実の供述を得られるようにする」というのは、検察官には真実が何であるかが分かるという前提があって、それを目指そうというふうに読めます。しかし、現実には、検察官が考える真実が客観的真実に合致するという保証はないので、客観的にみれば、それは検察官の仮説です。そうすると、このような定め方は、結果として、検察官が自分の持っている仮説に合う供述を得ることを目標にしてしまうという効果をもたらすのではないかと思います。

そうならないためには、供述内容についての目標を立てるのではなく、取調べの方法、例えば、供述者になるべく記憶のままに語れるようにするとか、取調べ方法についての目標を示すことが、むしろ必要なのではないかと思いました。

それから、3のマス・メディアとの関係についてです。取材の自由との関係が問題になるという御指摘があって、確かにそうだと思います。しかし、黒川さんは新聞記者の自宅で賭けマージャンを繰り返していたことが明るみに出ています。そのため、検察官とマス・メディアとの関係について、現に不信感を生じさせているわけです。そうすると、検察の信頼を回復するためには、メディアとの関係について、検察官の側に一定の節度を求めざるを得ないのではないかと考えます。

○鎌田座長 ありがとうございます。

ほかの御意見いかがでしょうか。

富山委員、どうぞ。

○富山委員 今のちょっと、すごくべたな質問なんですけれども、私、村木事件をスクープした新聞社の当時監査役をやっておりまして、あの経緯はつぶさに結構、逆に言うと、メディアの側から知っているといっちゃ知っているんですけれども、ちょっと黒川さんの件を、これが事実だという前提で話をすると、要はこれ、朝日の結構幹部記者ですよ、要するに、ああいう立場の人と検察の人が自宅で賭けマージャン、テンピンとはいってもマージャンをしょっちゅうやっているという絵面が、実に昭和というか、令和の時代にちょっと、えっ、こんなことあるんだと思ったんです、正直。

それで、今どうですかね、ちょっとまだ比較的若手の保坂事務局、もっと若手の間で、そういうのってまだあるんですか。すみません、べたな質問で。場合によってはオフレコで構わないんですけれども。ああいうのって、令和の今どき、ああいう、もし何か、どなたか教えていただければ……オフレコで構わないですが。

○保坂事務局 私も、もう若い方ではないのですけれども、マージャンは全然しないので、マージャンをする人が今なおどれだけいるのかというのは、分かりません。ただ、私の印象では、マージャンをする人は減ってきてはいますけれども、今なおいます。

新聞記者としている人がいるかどうかは、私は全然承知しておりません。

○富山委員 すみません、自分も割と取材対象になる立場で、しょっちゅう仕事をしているわけなんですけれども、例えば、今、「半沢直樹」で日本航空をやっていますけれども、日本航空やっているさなかに、それを取材している朝日だか日経だかの記者とマージャンをやっている自分というのは、100%思い浮かばなかったもので、だからちょっと、そういうのがもし、まだ本当にそういう空間があるとすれば、やはりそれはさすがにまずいので、やはりそれ、ここでいう、ちょっと社会的信用を失墜する行為ですよ。

だから、今の規定でも十分そういう話に関しては、特に幹部職員は規律が働くべきはずなので、そこはちゃんとやってくださいねというか、やりましょうよという感じが、すみません、感想ですけども、思った次第です。

○鎌田座長 井上委員，どうぞ。

○井上委員 私も感想的なことだけ申し上げると、私、法務省に半分、検察の現場に半分ぐらいいたんですが、検察の現場はマスコミとの接触は、やはり相当制限されている感じがありますね。法務省は、どうしてもマスコミとかなり密にやり取りをして、言ってみれば、情報を取ったり流したりということはあります。秘密の情報が少ないということもありますけれどもね。

ただ、検察の方は、基本的には次席とかがスポークスマンになっていて、一般の検事は外で新聞記者の取材を受けてはいけないというふうな、口頭だと思えますけれども、定めをしているところもあります。

ただ、私も法務省にいるときは、マスコミと、マー جانはやりませんが、酒なんか結構飲んでいましたよね。でも、現場の方では、酒飲むのは、恐らく公式の記者を集めてやる懇親会、たまにやっていたと思えますけれども、その程度しかやっていないのではないかなと、私の経験としては、そんな印象の付き合い方でした。

○鎌田座長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。それでは、太田委員。

○太田委員 今の流れで申しますと、マスコミとの接点、警察の場合も大体似たようなものでして、現場におりまして、自宅でこうやってマー جانで仲よく、ちょっと最近では、まず聞かない状況ではないかなと思います。

それから、後藤委員おっしゃったように、報道機関に限らずだと思うんですけども、部外との付き合い方というのについて、節度が必要だというのはそのとおりでして、例えば、先ほど御紹介した、警察では職務倫理服務規則の7条の後段辺りで、そういう縛りが書いてありますが、多分、報道機関との接し方というの、こういう準則の範疇で、やはり節度を持った接し方ということに尽きるのではないかなという感じがいたします。

あと、先ほど来の議論で、篠塚委員も御紹介あったり、後藤委員もおっしゃっていましたが、法曹の間のルールというのを倫理として、規範として、詳細に定めるべきという御意見もあるようでありますが、やはりどうしても、伺っていますと、ここでいう倫理の世界とは異質なものの様な感じがしております。

今日、篠塚委員から御紹介あったのも、ABAというのはアメリカの、これは法曹三者間わずですけども、個人参加の民間団体だったと思うんですが、その話で、ちょっと法的規範というのとは性格違うようにも思いますし、それから、ついでで申しますと、司法省のルールというの、私の感覚で申しますと、これ読んだときに、いや、随分いろいろ公表できるんだというのが感想でございます。

我が国の場合ですと、刑法47条もありますし、国家公務員法もありまして、制度的には、そこはきちんと法的な手当てまでなされているという意味では、我が国の方がよほど進んでいるとも言えるのでありまして、かねてから問題提起もありますけれども、逆にそういう秘密漏えいのような事実があるのであれば、その事実に基づいて、直罰ですから告発もできますし、苦情の申立制度もありますし、そういう是正措置まで制度的には完備していると

というのが我が国の現状ではないかなということをおもいましたので、その点も申し上げさせていただきます。

○鎌田座長 ありがとうございます。

井上委員，どうぞ。

○井上委員 富山委員がおっしゃっていたことに関連してなんですけれども，自宅まで行ってとか，要するに，非常に密な付き合い方が，やはり世の中から見ると，どう思われるんだろうということだと思えます。それが国家公務員倫理規程の中で，利害関係者との間の禁止規定を設けた以外に，利害関係者以外であっても，疑われるような濃密な接待を受けては駄目だよと書いてあることを，もう少し敷衍して，別にマスコミだけに限らないと思えますね。検事が一定の裁判官や弁護士とだけ，何か濃密に付き合っていると，やはりどうも怪しまれる可能性もありますので，そういう意味での身の律し方というものを，特に幹部になればなるほど，もう少し考えてやるべきなのかなという印象を受けましたので，一言申し上げました。

○鎌田座長 ありがとうございます。

篠塚委員，どうぞ。

○篠塚委員 ABAというものを余り軽視はされない方が，世界的な情勢から考えると，よろしいのではないかなというのが1点でございます。

それから，先ほど言いましたように，これだけ国際化している中で，やはり国際標準的なものがある中で，日本だけ特殊だといっても，なかなか日本の司法制度がジャスティスと，正義であるとは受け入れられなくなっているという点も，やはり重視して，いろいろな制度をいいところは取り上げていくというのが必要ではないかと思えます。

それから，私は資料5の中で，「議論の整理のために」という文書を出していただきましたけれども，やはりこの刷新会議の前には，20年前に警察刷新会議があり，10年前に検察の在り方検討会議というところで提言があったわけですね。ここでやはり共通しているのは，やはり警察や検察に対して，一般国民が意見を言うというのは，非常に困難なわけで，警察の刷新会議のときにも，提言には，警察について，自分たちは詳しい知識を持っているわけではない，しかし，市民目線で，構造的な問題点を究明しなくてはいけない，やはり法制度改革をしなければならない，警察に個々の国民が直言することはたやすいことではない，という前提を，あえて書いて言っているわけです。

それから，検察の在り方検討会議の提言におきましても，やはり外部の目，外部の風を入れることが必要であるということは一致して書かれているわけです。

そういう意味で，やはり刷新会議という名前を頂いて提言する以上は，本当に構造的・本質的な根源的な問題に到達しなければ，存在意義がないのではないかなというふうに思っております。

○鎌田座長 ありがとうございます。

ほかの御意見いかがでしょうか。

紀藤副座長，どうぞ。

○紀藤副座長 資料5で一応，今日，「「検察の理念」の論点について」というタイトルのものをおつけしましたので，後で見えていただければよろしいかと思えますけれども，数点だけちょっと説明しますと，現行の検察の理念のやはり最大の問題点は，検察官の理念で

はなくて検察の理念とされていること、それから、検察官の倫理ではなくて理念とされていることと、この点は無視できないのではないかと思います。

もし検察官の倫理というふうに書かれていたら、検察官が個別に、やはり法曹三者の一員として、倫理観を持って行動するというようなことで、射程がはっきりするわけですけども、今回の黒川さんのようなことが起こったのかどうかというのも、ちょっと考えないといけないんですけども、元々、1ページの下注iiを見ていただければお分かりのとおり、検察の在り方検討会議の提言によると、それは検察官の倫理の項で、明確に検察官を対象として、検察官が職務の遂行に当たって従うべき基本規程を明文化した上で公表し、検察官の使命・役割を検察内外に明確にすべきであるとされていました。という意味では、検察の理念というものは、この検察の在り方検討会議の提言から見ると、後退しているものということが言えます。

それから、あとは読んでいただければ、お分かりになるところなんですけれども、もう1つは、理念とされていることで、義務規定が乏しいんですね。義務規定が乏しい結果、いろいろな問題点が出ているわけなんですけれども、そこは読んでいただければと思います。

3点目は、理念6という、5ページ目に書いてあるんですけども、理念6は、犯罪被害者等の声に耳を傾け、その正当な権利利益を尊重するという理念6というのがあるんですが、これは被害者の権利を尊重する制度として、この理念6は、方向的には全く正しいというふうに思うんですけども、一方で、被疑者・被告人の権利というところはどこにも書かれていないんですね。基本的人権ということで抽象的に定められていて、基本的人権というふうにいうと、それは当然、被疑者・被告人の権利も、被害者の権利もみんな入ってくるわけなんですけれども、いずれにせよ、なぜ明示されていないのかに関しては、とても疑問があります。

やはり、倫理という以上は、被害者の権利に対する、声に耳を傾けというのはそのとおりなんですけれども、同時に、犯罪被疑者・被告人の権利に当然、耳を傾けとなるわけなんですけれども、理念4を見ていただければお分かりのとおり、同じ言葉で書いてあるんですけども、5ページ目ですね、犯罪被害者等の声に耳を傾け、正当な権利と書いてあるんですけども、理念4は、被疑者・被告人等の主張に耳を傾け、ここまで一緒なんですけれども、積極・消極を問わず、十分な証拠の収集・把握に努めと、こういう記述になっていまして、どこか何か平仄が合わない、つまり統一感がないということになっていまして、この辺りも、国際的に見た場合に、この理念を翻訳して、世界的に今公開しているわけなんですけれども、疑問に思われる点がないのかということとは、やはり言及に値すると思っております。

あとは読んでいただければ、どういうところに論点があるかはお分かりになるかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○鎌田座長 それでは、山本和彦副座長。

○山本副座長 申し訳ありませんが、中座しなければなりませんので、若干のこの点についてのコメントをしたいと思います。

従来、私の一般的な立場として申し上げてきたところですけども、基本的にはこの会議は、今回問題になった事象と関連する範囲で、国民の信頼を回復するために設けられた会議だというふうに理解しております、そのために、できるだけスピーディーに結論を得ることが必要だろうというふうに思っております。

それを前提として、これまで各委員の御議論を伺って、それについて、若干のコメントと

いう趣旨であります。

まず、職務上の倫理の問題であります。今回の黒川検事長の問題は、私から見れば、やはり私的領域か、それにかなり近い領域のお話であって、職務上の問題自体との関連性は、やや乏しいように思われます。

現在の検察の理念というのは、基本的には職務上の問題について記載されているものと理解されておりますので、それを今回の問題に関連して、改訂するかどうかということは、考える必要があるのかなというふうに思われますし、また、幾つか御提案がある理念の改訂内容というのを、先ほど座長からの御指摘もありましたけれども、刑事手続上の問題、この会議のあれでいえば、第3の柱に関わる、関連する部分も大きいように思われますので、そういう考慮も含めて、第1の柱でどこまで取り上げるかということを考える必要があるかと思えます。

私生活上の倫理の問題、職務外の倫理の問題については、これは今日、何人もの委員からも御指摘があったところだろうと思えます。現在、一般的な形では既に規定されておるところでありますし、ほかの分野でも、先ほど来出ているところからすれば、必ずしも具体的に事細かに規律を設けているという例というのは、余り見当たらないように思われます。

他方で、御指摘があったように、そういう細かな規律を設けるということは、様々な副作用のおそれもあるということを考えると、なかなかこの点について、迅速にコンセンサスを得て、何らかの規定を設けるということは、難しいのではないかという印象を持ちました。

それから、マスコミとの関係の倫理の問題については、これも繰り返し御指摘があるとおおり、やはり取材の自由とか国民の知る権利と関係する、かなり困難な問題であって、果たして迅速に、この会議でコンセンサスは得られるのだろうかという印象を受けました。

他方、研修に関する問題については、幹部検察官ないしその候補の研修について、一定の考える余地、改善の余地というのがあるのではないかということについては、多くの委員の御意見が一致したところなのではないかという印象を持ったところでもあります。

社会的な常識との乖離の防止とか、あるいは、社会における異なる価値観の再認識といったようなところが課題となるというようなことでありますとか、あるいは、具体的なアイデアとして、不祥事の事例、今日配られたコンプライアンス・マニュアル等を活用したような研修であるとか、窓口あるいは苦情処理の現場においての研修、あるいは他省庁や民間の人たちとの合同研修等々、幾つかのアイデアが指摘されたのではないかというふうに思われるところでありまして、この辺り、いろいろな工夫の余地というのがあるのではないかという印象を持ったところでもあります。

私からは以上です。

○鎌田座長 ありがとうございます。

では、紀藤副座長。

○紀藤副座長 研修の点ですけれども、私はこの会議では一言もまだ発言していませんけれども、研修はもちろん大切なことなので、当然の前提なんですけれども、研修する以上は、講師の選定が極めて重要だと思います。要するに、内部講師であると、結局、外部の声は入らないわけですから、外部講師が必要と。

外部講師としても、では、ちゃんとしゃべれる人が必要と。要するに、耳に痛いことも話してくれる人でなければ、講師としての役割というか、こういう問題というのは、やはりそ

ういう外部チェックも含めて、倫理的な研修が必要だというふうに思いますので、やはりそういう面がかなり重要だとなると、講師の選定を、では誰がするのかとか、やはり、また次に難しい課題があって、意外と難しいのではないかなというふうに私なんかは思うんですね。

ちなみに私は、太田さんがいらっしゃるんだけれども、私は警察大学校で、10年ぐらい講師もやっているんですけども、私なんかを呼んでくれる警察は、やはり外部の目をちゃんと入れていただいているんだと、私はつくづく毎回思っています、ふだん警察にも耳の痛いことをお話することもあるし、もちろん警察を応援している面もあるんですけども、耳の痛い面も話し、それから、毎回必ず講義の最後には、マスコミとの付き合い方というのを必ず第1項設けていまして、リークの話は必ずするようにしているんですね。

議事録に残りますので、なかなかその内容は言えませんが、ですので、やはり講師をきちんと選んで、その方がちゃんと、耳の痛いことも話してくれるという講師を選ぶ工夫と方法を、むしろ検討していただいた方がいいのかなと思います。

○鎌田座長 ありがとうございます。

後藤委員、どうぞ。

○後藤委員 先ほどの山本副座長の御発言の中で、黒川氏の問題になった行動が私生活上のものだという捉え方をされていたと思います。けれども、報道の記者との間でああいうことをしていたというのは、職務上の問題として捉えるべきだと私は思います。

○鎌田座長 金指委員、お願いします。

○金指委員 すみません、何度も。

最後になりますが、ここで論じている事柄から見ると、起きている事柄を極めて矮小化したものなのかなという感を持ってございます。

正直申し上げますと、社会的な常識と申し上げたけれども、それに反するような類いのことであって、あえて言うと、制度とか仕組みだとか、そういった話までいくようなことではないのではないかと。

逆に考えると、風土とか体質が一体どうなっているのかなという辺りが気になるところでございまして、前回から申し上げているように、内部の目を見たときに一体この問題はどうか取られているかということ、冒頭申し上げたように、一度そういった意見を聞かせていただくと有り難いと思っております。よろしく願いいたします。

○鎌田座長 今の点について何かありますか。これまた、機会を改めてということによろしいですね。

○富山委員 質問よろしいですか。

○鎌田座長 はい、富山委員。

○富山委員 さっきの紀藤先生の資料で、ちょっと気がついたんですけども、検察の理念といたったときに、これ、ややちょっと素人感覚でいうと、検察庁のことなのか、検察官のことなのか。これは何か、暗黙に検察庁を指しているんですか。検察という概念って、何か法律上ちゃんとあるんですけど、日本の国法上。

○鎌田座長 井上委員。

○井上委員 この検察の理念の公式解釈は、ちょっと私は言える立場にないので、別途当局に聞いてもらいたいんですが、検察庁法によると、検察庁は検察官が仕事、職務をするところ

だという規定になっていて、検察官というのは検事、副検事とか、いろいろありまして、検察庁には、あと検察官のほかに検察事務官と技官という職員がいて、組織一体として仕事をするということになっているわけでありまして、したがって、私の解釈では、検察の理念は当然、検察官の理念とは完全に重なっているだろうと思いますね。プラスアルファがあるのではないかというような御意見としか考えられないと思っていたんですけどもね。

○富山委員 想像としては多分、これ、検察というのは、むしろ一般名詞に近い概念なので、多分、両義的な意味合いで検察を使われたんだろうなどは想像はするんですが、確かに紀藤先生のポイントも一理あって、要は多義的なだけに、検察庁のことを言っているのか、検察官のことを言っているのか、両方を言っているのか、みたいなところは確かにあるのかなども、ちょっと、これは正に一般感覚で言ってしまうと、あったので、そこはひょっとしたら、どれでもいいのでちょっと明確にした方がいいのかもしれないなという印象を持ちました。以上です。

○紀藤副座長 今の点、よろしいですか。

今の井上委員の御発言は、研修所で検察講義というものを習うときに、正に今みたいな説明なんですね。ただ、具体的に理屈を考えたときに、検察官一体の原則と個々の検察官の関係というのは、とても複雑なんですね。

検察講義案に書いてあることが正しいのかなというふうに思うと、私はちょっと違うのではないかと思っていまして、やはり検察官は、それぞれが独任官庁という言葉があるんですね。独任官庁で、個々の検察官が処分を決めるということが決められていると。ところが一方、それには決裁があって、最終的に検察庁の判断だという意味では、検察官一体の原則で、検察庁という全体の判断の中で起訴が決められているという言い方もするんですね。

これ非常に、何というかな、哲学的というか、検察官一体の原則と独任官庁って、どういう関係があるのかというのは、多分いろいろな学説があって、いろいろな議論があると思うんですけども、恐らく結論が今のところ出ていないと思うんですよ。論文とか読んで、最前線の議論は途中で、多分恐らく1980年ぐらいで止まってしまって、それ以降、進化がないのではないかと思われるんですね。

ですので、公益の代表者概念とか、そういうのがちょっと、山本先生との関係で議論になったのも、それが理由だと思うんですけども、厳密に検察官一体の原則と独任官庁の関係は、弁護士会でいえば、弁護士自治と個々の弁護士の職務との関係によく似ています。弁護士自治というときに、弁護士のときは弁護士会を意味するんですね。個々の弁護士を意味しないんですよ。ところが、弁護士の職務の独立というのは、弁護士の個々の弁護士をいって、弁護士会は本来、弁護士法に基づいて、個々の弁護士を監督できる立場にあるのに、現状は監督をほとんどしていないという問題点も指摘できるんです。

だから、弁護士自治の問題と個々の弁護士の関係、それから個々の検察官と検察官一体の原則というのは、やはり極めて理屈的には整合性のあるというか、近しい問題なんだけれども、やはり戦後、やはり日本の司法制度が改革されたときに、余りそこ、未分化のまま現在にきているのではないかなというふうに思います。

だから、結論的に言うと、ここでいう検察というのは、組織の問題なのか、個々人の問題なのかというのは、一般の社会から見たら分からないというのが本当であって、井上委員の言い方というのは、検察官の方から見た見え方と私は思っております。



○**富山委員** 私のポイントは、一体原則の法解釈論は、確かにそういう議論があるというのは分かるんですけども、これ、飽くまで今日、一応国民目線代表で来ているので、国民目線代表で検察と言われると、みんなそれぞれに、ある人は検察庁のことを思い浮かべるし、ある人は検察官のことを思い浮かべるし、だから、そのちょっと曖昧さというのは、やはり1つの課題だなというのは、だからそこは、何らかクリアになっていた方がいいかなという感じはちょっと、せつかくこれ、こういう理念、倫理を作って、ある意味、国民に対して、こういうのをやっていますよというふうに打ち出しているわけですね。だから、それはやはり、分かりやすい言い方がいいかなというのが、割と素朴な感情論です。

○**紀藤副座長** 自分を律するためにあれですけども、次回、検察の理念に関し、検察講義案の該当箇所は資料でお出ししようというふうに思っていました。こういう議論になるだろうなと思っていましたので、私からは出そうと思っております。

○**鎌田座長** そろそろ残りの時間が少なくなってきた、まだ御発言いただいていないので、山本隆司先生、御発言お願いしてよろしいですか。

○**山本委員** 申し訳ございません、山本です。

今いろいろ議論がございましたけれども、これは恐らく検察に限らない、かなり一般的な話であって、ここでそれを深めて議論することにどういう意味があるのか、私には正直言って、ちょっと分からないところがございます。

独任制官庁という言葉が出てきましたけれども、これは行政機関一般について、合議制機関との対比でいわれていることです。

それから、行政機関のヒエラルキー構造と独立性の問題も、一般的にある話で、私は、例えば消費者委員会の委員を今しておりますけれども、職務は独立に行うことになっております。

それから、職員と機関との関係も、一般的な話でございまして、職員という場合に、人を指す場合と、組織の中の機関という意味でいう場合がございます。それらの議論を、細かくやれば、いろいろありますけれども、ここでの議論とどうつながるのかというのが、正直言って、私にはよく分からないところがございます。

その点で申しますと、冒頭の方で発言がございましたし、途中にも発言がございましたけれども、ルールをこれ以上どう細かく決めるかというよりは、やはり研修の在りの方が実際上も重要なのではないかという気がいたします。その際に、先ほどから御発言がございましたけれども、研修のテーマとして、現在社会的に起きている問題等をタイムリーに反映するような内容あるいはテーマの設定にすると。

それから、外部講師については、既に導入されていますけれども、例えば研修の企画の段階で外部の方が入るとか、あるいは外部講師を更に充実させるといったような形で、内容及び人の面で、社会の目を積極的に入れていくことが重要ではないか。これは職務内のことについても、職務外のことについても、共通して言えるのではないかという気がいたします。

私からは以上です。

○**鎌田座長** ありがとうございます。

ほかにかがでしよう。

河合委員、どうぞ。

○**河合委員** 私も今の山本委員の意見に賛成でございます。

裁判官は憲法上、職権行使の独立が強く求められる職種で、具体的規律というのは設けられておりません。基本的に、倫理の涵養というのは、個々人の自覚と自律に任せられているということになっております。

これは裁判所、検察庁に限らず、民間も同じだと思うんですが、任官当初は高い倫理意識を持っていても、やはり長年同じ仕事に就いていると、どうしてもマンネリ化して、倫理意識も低下しがちなんですね。そのようなときに、過誤とか私生活上の問題を起こしかねないということからすると、それを防止するためには、節目節目に仕事ぶりを振り返って、改めて倫理について自問自省して意識を高める機会、これは言葉を換えますと、気づきと学びの機会を持つことが、大切だと思っております。私も、そういった意識で裁判官をやってきました。

それを支援するためには、組織として、教育・研修等の充実、それを今、山本先生がおっしゃったように、どういう形でやるかというところを議論するのが、この会議では最も有益だというのが私の意見でございます。

○鎌田座長 井上委員も、いろいろ御質問には答えていただきましたけれども、御意見はまだ頂いていないような気がしますので。

○井上委員 意見の前に、ちょっと一つだけお話をさせていただきたいことがあったんですけども、篠塚委員、後藤委員、紀藤副座長から、倫理について、非常に広い概念が持ち出されたという感じを私は受けたんですね。太田委員がおっしゃっていたように、どうしても公務員法制の感覚だと、服務規律とその違反というのが倫理の中核になっていて、具体的な職務行為の指針みたいなのは、何かマニュアルみたいな感じを受けてしまうんですね。

そういう意味で、どうもお話を伺っていると、検察の理念は検察官の倫理を網羅的に定めた体系的文書であるべきだというお考えがあると同時に、現行法制上の公務員倫理とは別枠に法曹の倫理があって、検察官倫理というのは、裁判官倫理も弁護士倫理も全部一緒の法曹の倫理の一角なんだと、そのようなお考えで、何か述べられているような気がするんですけども、一般職の国家公務員である検察官としては、どうしても現行の公務員法制の中で、その倫理の規律の中で生きなければいけないので、大変何か、どういうふうに対応すればいいのかなと、非常に困惑しているというのが実感でございますね。

その法曹の倫理というのは、私は、国際法は不勉強で分からないんですけども、アメリカ法のことなのか、ドイツやフランスでも同じなのか。その辺も、いずれまたお教えいただければと思います。

あと、倫理の関係につきましては、私、個人的な経験を一つだけお話しさせていただくと、いろいろな幹部研修も受けました。鶴瀬委員がおっしゃっていた民間の研修も行って、合同研修も行って、非常に参考になりました。そういう意味で、研修はいろいろ工夫して、検察官がタコつぼに入らないで、広くいろいろなことを見られる目を養っていくというのは大事なんですけど、やはり今回、特に重要と思ったのは、大幹部がそういう不祥事を起こすと、こんなにもすごいインパクトがあるんだということですね。

私も検事正なり検事長になったときに、それぞれ先輩方から、いろいろ注意事項を受けたことありますけれども、観念的には十分に理解したつもりでしたけれども、実際にこれだけの影響力があるんだという実感までは、なかなか受けていなかった。とすると、これは現在の幹部研修の中で、何かもう少し、その辺は工夫していってもらいたいかないということが

ざいます。そんなふうなところも検討していただけたらと思います。

○鎌田座長 後藤先生、御発言ですか。

○後藤委員 井上委員から、質問的なご発言があったと思うので、私が理解している範囲で少しだけお話しします。アメリカ的な法曹倫理の考え方は、法曹一元なので、基本的に検察官と弁護士の区別がありません。もちろん各地位に応じた特則があるけれども、基本的には同じ体系の規範で規律しています。それに対して、いわゆる大陸法系では、司法官という概念があるので、弁護士に対する規律としての倫理と司法官に対する規律としての倫理が分かれます。その司法官の中に裁判官と検察官が入る形で、一般の公務員とは区別された特別な、あるいは付加されるものとしての倫理規範があるのが普通というふうに、私は理解しております。もちろん、全部の国の制度を知っているわけではないですが。

○鎌田座長 ほかに御意見は……。富山委員、どうぞ。

○富山委員 確認なんですけれども、倫理の議論は何か、繰り返しになってしまいますけれども、大分されてきているので、ある種、僕は、この辺で収れんするのがいいのかなと思っています。

それで、逆に確認なんですけれども、基本的にこの後、第2、第3の議論をしていくというふうに理解していてよろしいんですね。

ちょっと余計なことを申し上げると、すみません、太田さん、井上さん、怒らないでくださいね。同世代ということで許してもらって、正直ベースで、またぶっちゃけて言うと、要はこれ、法務省関連で、昔、会社法改正のときにもちょっとそういうこと言われたんですけども、何かある種、法制審議会至上主義みたいところがあるんですね、物事を決めるときに。それで、会社法するときも、最後すごい、黒川さん頑張ってくれて、省令改正という形で1行入れたのが、今のガバナンス改革につながっているんですよ。それで、当然、専門家の人は、その1行省令に入れたからって、執行可能性があるとかないとか、政策的影響がある、ないと、真面目な議論をするんです。なんだけれども、ガバナンス改革、あれだけ猛烈に進んだのは、あの省令1文なんですよ。それで、あれははっきり言って、審議会すっ飛ばしたんですね、それは党の方の要請でやったので。

何が言いたいかという、ちょっと、またこれ失言になってしまうかもしれないですけども、たかだか審議会なんですよ、申し訳ないけれども。単なる組織令に定められている諮問機関にすぎないんですよ。要するに、民主的正当性を持っている手続は、閣法だったら閣議決定と国会承認しかないんですよ。それ以外、正直言って諮問なんですよ。その諮問どおりに大臣、やってもやらなくてもいいんでしょう、これ確か。

だから、何かこういう議論というのは、もちろん最終的に、すごく緻密な詰めた議論を専門的にやらなければいけないということが法務領域に多いということは、全く私も理解するし、一応法律家の端くれなので、そんなことは百も承知なんですけれども、これは今、会社のガバナンス改革も同じで、会社の業務的な難しい意思決定に社会が入ってくるわけですよ。時々訳の分からないことを言われてしまう、僕も言う立場だし、言われる立場なんだけれども、やはり、ある種緻密性を求められる意思決定においても、さっき金指委員言われましたけれども、要は社会一般の感覚というのが、そこに常にチェックが入るということが、今求められていることなので、正直、緻密でかつちりした議論しなければいけないから、ここではなくて法制審議会という話は、私は時代的に違うのではないかと思います。

もっと違う理由で、ここでやるべきでないかという議論があるんだったら分かるけれども、ちょっと言い方悪いけれども、要するに、おめえらみてえな素人含めて、ここでそんな刑事手続に関する専門的な緻密な議論をするべきじゃないというふうに、ちょっとやはり聞こえるんですよ。

これ多分、僕はまだ、実際大変さを分かっている方だし、カネボウ事件なんかでは、正に検察の方々と一緒に仕事をして、あれだけの粉飾事件でちょっとしか立件できない難しさって、よく分かったので、どれだけ苦労されているかということはよく分かっているつもりなんですけれども、だけれども、今どきの社会的要請として、やはりああいう議論というのは常に、あらゆる機会があったらそこで取り上げて、要はこういう素人が入っている場所で、ある種、素人的・社会的常識というのをリフレクトして議論するという機会は、これは別にちゃんとした結論を得られなくてもいいから、そういった機会がものすごく大事だと思うので、あのロジックは僕、ちょっと違うなと思っていて、逆にあのロジックで言われてしまうと、逆にここでやるべきというふうに、私自身はちょっと、頑張っただわってしまふところがあるので、そこは是非とも議論していただけるといいなと思います。

○鎌田座長 ありがとうございます。

太田委員、どうぞ。

○太田委員 今の点に関しては、ちょっとだけ言わせていただきますと、私自身、今日冒頭の大臣の御挨拶を聞いて、いささか当惑をしておるんですが、第1回目のときには、議題自身、この会議で設定すべしということもありましたし、特に3本目の柱というのは、刑事司法については、国際的理解を得るための方策というふうに提起されたものと理解をしておりました。だから、刑事司法そのものを正面から議論する設定ではないというのがまず前提にあつて、それと、専門家ではない方を排除するというつもりは毛頭ないのでありまして、専門的議論が必要だということの趣旨は、これも別に、法制審議会というのが定着した場としてあるから、それはそれであると思うんですけれども、そこに限った話ではないというのはおっしゃるとおりだと思います。

ただ、こういう刑事司法そのものを正面から取り上げるような議論をするのであれば、会議の構成にしても、例えば井上委員にしても、私にしても一民間人ですので、当局の見解とか当局の事実関係を説明する立場にはありませんので、要するに、責任ある立場の人間が含まれていないこの場で、そういう専門的議論をするのはいかがなものかということを申し上げているわけでありまして、その点については、誤解のないようにしていただければ有り難いと思います。

○鎌田座長 ほかにはいかがでしょうか。

次のテーマに進むには、ちょっと残り時間が足りないと思いますので、検察の倫理について、まだ言い足りない部分があれば、語っていただければというふうに思います。

直前にお話しされていたこととも関連するんですけれども、倫理という言葉で人が描くイメージというのは、右から左まで様々なものが含まれているんですね。非常に心構え論的で抽象的な倫理と、それから、弁護士会なんかで、かつては「弁護士倫理」といっていたものが、現在は「弁護士職務基本規程」となっているのですが、非常に具体的な行動指針に落としたところまで組み立てて、初めて倫理の議論が完成するというようなものがある。この二つの考え方は、相当距離がある。もう一つそれに付け加えさせていただければ、弁護士は完

全な自治権を持っている自由専門職でいらっしゃる。他方で、検察官とか国家公務員というのは、組織の中において、組織の上位下位の関係だけではなくて、国家公務員法であるとか検察庁法であるとか、あるいは検察官の業務執行については、刑事訴訟法という法律の枠の中で、いろいろ仕事をしている、そういう中では、刑事訴訟法などとは全く別の検察官職務基本規程は、極端に言えばあり得ない、細目はあるかもしれないけれども、と考えています。それと、弁護士とか、それから医師もそうなんですね。医師も組織の一員ではありませんから、医師会が倫理綱領を作っています。これは6項目か7項目しかありませんけれども、その下に、医師会で具体的な「医師の職業倫理方針」というのを自主的に作っていて、それぞれが厚い本になっている。そういう立場の違いの中で、検察官の倫理にどこまで踏み込んでいて、そして、どこまで具体的な規程を作ることが必要なのかというふうなことについては、今日の議論を伺っていて、私個人としては、少し置かれている位置によっても違うのかなと思いました。それらを踏まえて、どういう形でこれをまとめていくかということを考えていると思いますので、お知恵がありましたら、是非お貸しを頂ければと思います。

○紀藤副座長 ちょっと今1点、誤解があるというところだけ指摘すると、弁護士職務基本規程は、単なるコンプライアンス・マニュアルではなくて、職務基本規程に違反すると、場合によっては弁護士懲戒に遭うという、行政処分の対象になる根拠規定にもなっているんですね。現実には、弁護士の懲戒処分を「自由と正義」で見ただけであればお分かりになるとおり、職務基本規程違反というふうに多数書かれています。

つまり、検察の理念とか、そういう理想みたいなものではなくて、具体的な規範になっているので、それと医師とか、それから検察の理念と比較するのは、ちょっと対象が違うのではないかと思います。

○鎌田座長 むしろ違うということを上上げたかったのが1つと、それから、先ほど申しそびれたんですけれども、倫理の中には今おっしゃられたように、処分基準としての側面というのがあって、弁護士会はそれら全部を一つの職務基本規程にまとめていて、それを自主的に決めているというところが特色で、医師の場合には、医師は自主的な懲戒権がなく、厚生労働大臣が処分をするという体系になっていますから、処分基準は医師法と、医師法の下にある医療審議会の処分基準とで対応しています。それと職務基本規程にあたるものは、これは逆に自主団体であって、弁護士会のように強制加入ではない、日本医師会が作っている。ここは2つに分かれてしまう。公務員の場合には国家公務員法や国家公務員倫理法が処分基準を出していて、日常的な仕事の仕方については、検察官だと、一方に刑事訴訟法があり、国家公務員法、検察庁法という、こういうふうなもので、ちょっと、それぞれの特色を持っているように私は思っているので、弁護士職務基本規程的なものが検察官に横滑りは、構造上しないというか、できないような建てつけになっているのではないかと考えています。

けれども、その一方で、法曹としての共通の、いわゆる法曹倫理の枠組みというのもあって、そういう中で、どう作っていくかというのが1つの課題。それから、この「検察の理念」は、やはり、村木事件を背景にして、今何を宣言すべきかということで作られた色彩がやはりありますので、今の時点で、あるいは白地で考えたらどうするかというふうな観点から見直すことは、必要は必要かもしれないというふうに思っています。それらの点を踏まえて、そろそろ第1の柱については、次回くらいで一区切りがつけられればなというふうに思っておりますので、またそれぞれの委員の方々から忌憚のない御批判を頂戴して、第1の柱

についての第1次の取りまとめをして、第2の項目、柱、第3の柱へ議論が移っていければ  
なというふうに考えているところでございます。

ちょっと余計なことまで、ついでにしゃべってしまったかもしれませんが……

○紀藤副座長 ごめんなさい、1分だけ。

比較するのは弁護士の職務基本規程と検察の理念であって、医師と比較するのは、前提状況が全く異なり過ぎて、行政処分の対象自体が厚生労働省が主管していて、医師会には所管がないと。だけれども、弁護士会は、行政処分の対象がそもそも弁護士会にあって、それが弁護士自治ということになっていて、その根拠規定の一つに職務基本規程があるという構造なので、そもそも比較する体系的なものが異なっていて、それは戦後の、先ほど私、ちょっと発言しましたがけれども、戦後の司法省の分割の中で行われてきたものなので、今の法務省の建てつけと弁護士会の建てつけというのは、基本的に、元々は弁護士会も司法省の中にあつたわけであって、つまり、同じ建てつけの中が分解されて、今の状態にあるので、比較するならば、むしろ旧司法省の中の建てつけと法曹三者を比較すべきであって、医師を比較するというのは、全然状況設定が違うこと……

○鎌田座長 私は、医師と同じようになれというのではなく、全く医師と違うということを申し上げたい……

○紀藤副座長 そうです、だから、違うことを比較することも余り……

○鎌田座長 どこが違うかということの観点の一つに、医師の場合には、懲戒権者は外にいるから、懲戒基準を自主的に作るわけではない。検察官も同じなんです。外にいるわけではないですが、検察官の場合には、検察官が自主的に懲戒するのではなくて、国家公務員、検察庁としての懲戒の体系があるから、弁護士基本規程のような役割を持ったものを検察官に作ることはできないと、それぞれの特徴があるわけで、そういう中での検察官の倫理規程……

○紀藤副座長 そこを比較するのは分かります。検察官と弁護士会を比較するのは分かるんですけれども、医師会と比較するのは、ちょっと医師と比較するのは、状況設定が異なると思うんです。

○鎌田座長 だから、おっしゃるとおりだと……

○紀藤副座長 むしろそれは、厚生労働省の医療審議会の問題はまた別途あるので、それはそれで、ここで議論する意味ではないですけれども、医療審議会の問題は、むしろ厚生労働省の中身の……

○鎌田座長 それ自体を問題にしようとするのではなくて、やはり倫理というものについての取り組み方というのを、それぞれの職種の法律上の位置づけが違えば、それがそれぞれ違ってくるんだということだけを申し上げたかったので、医師について固有に何とかという主張はございません。

○紀藤副座長 それは、そのとおりです。

○鎌田座長 鶴瀬委員が挙手されております、すみません、遅くなりました。

○鶴瀬委員 今の議論は、第1のテーマに関して、倫理というものなのか、ルールなのか、常識なのか、あるいはルールを細かくするのか、それともしないのか、あるいは風土の問題なのかというようなことで、ちょっと対立点が出てきたような感じがいたします。

私は、ルールを詳しくすることによって解決する問題ではなくて、社会の常識がどこにあ

るのか、あるいは国民の目線がどこにあるのかということを知る機会を増やすということで解決する方が近いのではないかという考えです。

結論に向かっていっていると思いますので、全体の流れが、ルールを精緻なものにしていきましょうということをおっしゃっている方が何人かいらっしゃるのに対して、そうではないのではないかというのが私の意見です。

以上です。

○鎌田座長 ありがとうございます。

予定の時刻まで、あと1分ぐらいということになってしまいました。

今日も取りまとめのできるところまで話がまとまっていないのは、進行の不便でおわびを申し上げます。今日は、もう1点、検察の在り方検討会議の提言を受けた、その後の進捗状況について御発言いただくことで、資料も用意していただいたんですが、これは、申し訳ございませんが、次回以降に回させていただきます。

こういう言い方をするのがいいのかどうか分かりませんが、森法務大臣から今日も非常に意欲的な御発言を頂きました。元々なるべく早く議論を、少しずつでもいいから取りまとめてほしいというふうに言われていて、来週ぐらいに内閣改造ということで、その結果どうなるか分かりませんが、森大臣に何も報告しないまま、仮に交代されるということだと……

○富山委員 交代ですよ、改造ではなくて。多分、総辞職ですよ、あれ。全員替わってしまうのではないかな、だから。

○鎌田座長 ええ、そう思います。

だから、そういう意味で、申し訳ございませんが、この会は、やはり森大臣が始められたものでもありますので、私、この後、森大臣にこれまでの経過報告、この会議がどういう意義を持っているかということについての個人的な、座長個人としての意見を書いたものをお手渡しさせていただきたいと思っております。

ただ、論点整理すら十分できていないわけですから、具体的な検討事項として、これとこれをやりますというお約束するのも、また会議体全体を無視したことにもなりますので、客観的に今こういうことが議論の対象になっている、意見が分かれている部分は分かれていますと、こういうふうなことを記して、報告書を森大臣にこの後提出したいと思っております。

本来でしたら、皆さんの御了承を得た上で、会議体としての報告書にできればいいんですけども、今日の議論も踏まえて、それも含めた形で、ここまでは進んでいますけれども、それ以上には進んでいませんというような形で報告書を、議長個人の責任で提出させていただきたいと思っておりますけれども、御了承いただくことは可能でしょうか。

○富山委員 異議ありません。

○鎌田座長 ありがとうございます。

○富山委員 すみません、余計なことを申し上げると、私はこういう会議や審議会というのは、荒れるのが本来の姿で、何かあらかじめ予定調和で答えがあったのを追認する審議会と違って、僕、正直言って出ないんですよ。それこそ今回、本当非常に、いろいろな方から、いろいろな違う意見を頂いて、勉強になっているので、そこは遠慮なく、座長としての今の整理を言っていただけるのは、私は大賛成であります。

○鎌田座長 ありがとうございます。

最終的にどういう報告したかは、委員の皆さん、オブザーバーの皆さんに、すぐに御連絡を申し上げるようにいたします。

最後になりますけれども、本日の会議につきましても、特に公表に適さない内容はなかったと思われまので、発言者名を明らかにした議事録を作成し、法務省のホームページ上に公開することとさせていただきます。何か守秘義務違反になりそうな発言をしてしまったというところがあれば、議事録修正の段階でよろしく願いいたします。

また、配布資料のうち、各高等検察庁の非違行為等のコンプライアンス・マニュアルですけれども、これは、入手したばかりでまだ中身をよく点検していないんですけれども、内部資料であって、これ以上、外に広がるのは困るというふうなこともないわけではないかと思えますので、直ちにホームページには載せない資料として、委員の皆様にはお渡しするという、こういう取扱いを暫時許していただけますと助かりますが、そういうことでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、次の会議の予定につきまして、事務局から説明をしてもらいます。

○保坂事務局 都合のつかなかった委員の方には恐縮でございますが、次回、第5回会議につきましては、10月1日木曜日午後4時から開催することを予定しております。

また、会議の方式等につきましては、追って御連絡させていただきます。

○鎌田座長 ありがとうございます。

ちょっと時間超過してしまいましたけれども、以上をもちまして、本日は閉会とさせていただきます。

長時間にわたりまして熱心に御議論いただきまして、誠にありがとうございました。